

令和7年度「恒久平和に貢献する万国津梁会議」運営支援業務

企画提案仕様書

1. 業務名称 令和7年度「恒久平和に貢献する万国津梁会議」運営支援業務

2. 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

3. 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

注：「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に11分の10を乗じて得た額である。

(2) 積算内訳

積算の費目は、次のとおりとすること。

① 人件費

② 直接経費（報償費（※1）、旅費（※2）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）

③ 一般管理費（（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。）

④ 消費税

（※1）：万国津梁会議の委員に対する報償費（謝金）は、県の規定に基づき日額9,300円とする。

（※2）：県外（東京）を4名程度として見込む。

4. 業務目的

沖縄県は戦後80周年を迎える。これまで、沖縄県では、沖縄戦の実相・教訓を次世代へ継承するための取組とともに、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信等、平和行政に関する取組を進めてきた。

また、令和6年3月に策定した「沖縄県地域外交基本方針」のなかでも、今後、沖縄県が地域外交で目指す姿として「アジア・太平洋地域の平和構築に資する国際平和創造拠点」を掲げたところである。

令和7年は戦後80周年の節目の年となることから、県民一体となった沖縄の平和の在り方について改めて議論する好機であることから、アジア・太平洋地域の平和を維持するため、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信強化の手法と合わせて、戦争体験者が減り、戦争を知らない世代が大半を占める今、沖縄戦の実相を後世に語り継

ぐ新たな方策について、沖縄の平和行政の今後の在り方とともに議論する必要がある。

本委託事業は、戦後 80 周年を機に、これからの沖縄県の平和行政のあるべき姿の整理に向けて、これまでの沖縄の平和に係る情報の収集、整理等を行うとともに、有識者等による助言、提案等を踏まえて提言書としてまとめるため、『恒久平和に貢献する万国津梁会議』（以下「万国津梁会議」という）の運営に係る各種支援業務を行うことを目的として実施する。

【参考】

- ・ 沖縄県平和・地域外交推進課ホームページ
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017547/1028277.html>
- ・ 沖縄 21 世紀ビジョン <https://www.pref.okinawa.jp/21vision/>
- ・ 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画
https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/shin_okinawa21seikivision-kihonnkeikaku.html

5. 委託業務の内容等

本業務は、これからの沖縄県の平和行政のあるべき姿の整理のため、これまで各種主体により行われている沖縄の平和に係る取組、沖縄県が平和行政を推進する上で重視すべき事項（沖縄の特殊事情、重点分野、課題等）等について情報収集及び整理を行いつつ、有識者等で構成する万国津梁会議を開催し、幅広い視点から課題や可能性について議論の上、有識者等による助言、提案等を踏まえて提言書としてとりまとめるため、万国津梁会議の運営に係る各種支援業務を行うものである。

現時点で想定する具体的な業務内容及び本提案において留意すべき事項は以下の通り。

(1) 万国津梁会議の運営等

本公募に当たり仮に設定する万国津梁会議の開催概要は、委員 7 名で構成して会議を 2 回（6 月、9 月（予定））開催するものとする。

万国津梁会議の円滑かつ効果的な運営により委員間の議論を活性化させ、今後の沖縄県の平和行政の在り方への的確な助言・提言を得ることを目的として、以下の事項を行う。

- ① 委員等との調整、案内（開催日時、会議の進め方等）
- ② 会議資料の作成、印刷
- ③ 会場の確保・準備、受付等運営
- ④ 会議録（概要版及び詳細版）の作成、委員への報酬等の支払い
- ⑤ その他、会議の運営にあたり沖縄県が指示する事項

※会議は対面での会議を想定しているが、委員の都合等によりリモート参加も想定すること。

(2) 議論するテーマの設定及び会議の進め方（スケジュール等）の検討

テーマの設定にあたっては、県と調整した上で案を会議に提示し、万国津梁会議の

委員から出された意見などを踏まえ、決定すること。また、会議については、令和8年9月頃までに最終報告（提言書策定）ができるようなスケジュール構成とする。

※会議の開催回数は2回程度（1回あたり3時間）とする。

(3) 有識者等からの提言書に係る作成支援

有識者等による提言書（報告書）の作成を支援する。作成にあたり、委員長をはじめとした各委員及び沖縄県平和・地域外交推進課との確認・調整を徹底すること。

【(1)～(3)の提案にあたっての留意事項】

- i 上記4に示す本事業の目的を達成するために必要な万国津梁会議の運営方針（各会議の主な議題、議論の方法等）について、提案者が適切と考えるものを具体的に提案すること。
- ii 上記を踏まえ、より効果的で効率的な運用方法について具体的に提案すること。
- iii 適宜イメージ図等を用いる等、提案内容がより容易に理解できるよう工夫すること。

(4) 有識者からの提言を踏まえた県の平和ビジョンの検討に資する情報の収集・整理等

① 平和行政に関する先行研究の整理

国内外の学術論文、政府報告書、シンクタンクの調査報告書などを網羅的に収集し、平和行政に関する理論的背景や先行研究の成果を整理する。

② 他の地方自治体の平和行政の取組（比較分析）

他の地方自治体の平和に関する取り組みを情報収集し、特筆すべき事項等の比較分析をする。

比較分析の例）他の自治体の平和に関する条例・計画・予算・組織体制の比較、平和に関する社会貢献活動の取組の比較、平和交流の事例比較

③ 沖縄県平和行政のこれまでの取組（経年分析）

沖縄県における平和行政の経緯を時系列的に分析する。

経年分析の例）沖縄復帰以降の沖縄振興計画等における平和行政の位置づけ、平和行政の経緯、平和に関する施策の評価、平和教育、平和交流などの分野における変遷

④ 沖縄県の平和行政の現状と課題の整理

現行の政策や制度などを調査し、沖縄県の平和行政が抱える現状の課題を多角

的に分析し、整理する。

⑤ 持続可能な次世代継承に向けた方策

次世代へ平和の理念を継承するための教育プログラム、若者に訴求する平和学習、語り手の確保など、持続可能な平和教育システムの方策を提案する。

⑥ 国内外への発信力強化の方策

国内外発信の広報戦略、世界に向けて発信すべきメッセージ、地域外交施策と連携した平和発信、国際的な理解と支持を得るための発信など、国内外への発信力強化の方策を提案する。

⑦ 10年、20年先を見据えた平和ビジョンの検討

将来の社会変化を予測し、長期的な視点から沖縄県の平和行政のあり方を展望し、10年、20年後の平和な沖縄の姿を具体的に描き、その実現に向けた方策を提案する。

なお、ここまでに整理した各種情報は、平和ビジョン策定の基礎資料として活用・公開することを想定する。

【(4)の提案に当たっての留意事項】

- i 上記4に示す本事業の目的を踏まえ、情報収集・整理・分析等の手法について理由を示しつつ具体的に提案すること。
- ii 収集する情報は公的機関による公開情報を基本とするが、情報の精度を高めること等を目的として、有識者や実務者の著作・論文等を引用する又はヒアリングを行う等の場合は、当該有識者等を選定した理由を示すこと。
- iii 適宜イメージ図等を用いる等、提案内容がより容易に理解できるよう工夫すること。

(5) 報告書の作成

(1)から(4)の内容等を取りまとめた報告書を作成すること。

6. 打合せ等

- (1) 委託業務の進捗状況や委託業務内容の確認等に関する打合せ等を定期的 to 実施すること。実施頻度は月2回程度を想定する。
- (2) 打合せ等には、本委託業務を管理する立場の者と担当者が参加すること。

7. 成果物

本委託業務の成果物として、以下を提出することとする。

- (1) 5で作成した資料一式 (各5部)
- (2) (1)の電子データ
- (3) その他県が必要と認める書類等

8. 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」に示したものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

<簡易な業務>

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

9. 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・管理し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうる情報（個人情報）については、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

10. その他

- (1) 本委託業務の完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。
- (2) 本委託業務にかかる成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、本企画提案公募に当たり仮に設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは内容が異なる場合がある。